

「広陵町子ども・子育て会議」の概要について

1. 子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法および児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し、必要な措置についての調査審議に関する事務を行います。

令和6年度は特に「広陵町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の最終年であることから、現行計画の評価と、次期計画策定に向けての審議を中心に行うことを予定しています。

また、令和7年度には「広陵町こども計画」の策定を予定しております。

委員構成(令和6年度)

委員資格者	人数
(1)子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	3名
(2)子どもの保護者	4名
(3)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	4名
(4)若者(おおむね30歳未満の者)	3名
(5)一般公募	2名
計	16名

2. 広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）について

「広陵町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため策定したものです。

現行計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、令和6年度は計画の最終年度になります。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					第2期計画				

広陵町こども計画策定について

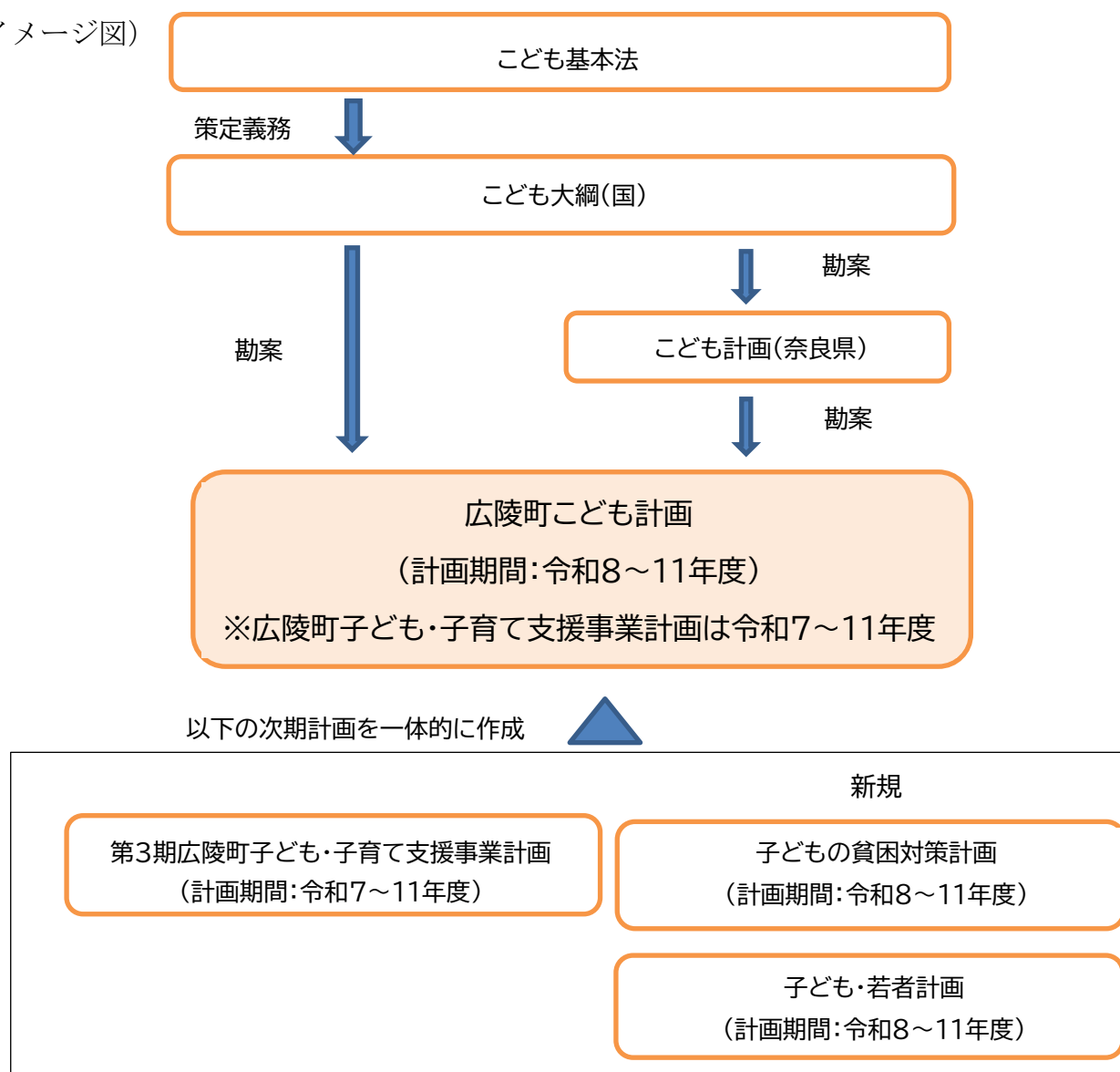
3. 広陵町こども計画策定について

1. 策定の趣旨・背景

令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、市町村は「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされており、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成することができるとされています。

本町でも、こども基本法第10条第2項、第5項に基づき、こども計画を策定し、計画期間が令和6年度で終了する「第2期広陵町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画（令和7～11年度）は、こども計画と一体的に策定する予定をしています。

（イメージ図）



2. 計画期間

こども計画の計画期間 令和8年度～令和11年度（4年間）

※ただし、子ども・子育て支援事業計画部分については、先行して策定し、計画期間は令和7年度～令和11年度（5年間）とする。

3. こども基本法およびこども大綱について

【こども基本法】

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども大綱】

こども大綱は、こども基本法第9条で政府がこども施策を総合的に推進するために定めなければならないとされており、令和5年12月22日に閣議決定されました。

こども大綱では、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「こどもまんなか社会」を実現していくとされています。

また、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法第7条）、子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法第8条）および子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条）を一つに束ね、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められました。

（こども大綱概要）

- ・こども施策に関する基本的な方針
- ・こども施策に関する重要事項
- ・その他こども施策を推進するために必要な事項

4. 計画策定スケジュール案

○第3期子ども・子育て支援事業計画

令和6年度	内 容
6月	・計画策定委託事業者選定
7月～8月	・事業量の検討及び事業量確保方策の検討
8月5日	・令和6年度第1回子ども・子育て会議（現計画の評価）
8月	・骨子案の作成
9月～10月	・素案の作成
10月	・令和6年度第2回子ども・子育て会議（素案の検討）
12月	・パブリックコメントの実施
1月	・令和6年度第3回子ども・子育て会議（パブリックコメントの結果報告）
3月	・議会へ上程

○こども計画

令和6年度	内 容
6月	・計画策定業務委託事業者選定
8月～10月	・住民意識調査内容の設計
10月	・令和6年度第2回子ども・子育て会議（調査内容の検討）
10月～11月	・住民意識調査の実施

令和7年度	内 容
5月	・令和7年度第1回子ども・子育て会議（住民意識調査の結果報告）
7月～9月	・ワークショップの実施（若者の意見聴取）・骨子案の作成
9月～1月	・素案の作成
10月	・令和7年度第2回子ども・子育て会議（素案の検討）
12月	・パブリックコメントの実施
1月	・令和7年度第3回子ども・子育て会議（パブリックコメントの結果報告）
3月	・議会へ上程

【参考】

◆広陵町子ども・子育て会議条例◆

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、広陵町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第34条第1項に規定する指定又は同条第11項に規定する指定の取消しに関し意見を述べること。
- (7) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画に関し意見を述べること。
- (8) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関し意見を述べること。
- (9) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項に規定する市町村計画に関し意見を述べること。
- (10) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画に関し意見を述べること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて子ども・子育て支援に関する重要事項に関し調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員16人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 若者(おおむね30歳未満の者をいう。)
- (5) 一般公募により募集し、町長が子ども・子育て支援に寄与すると認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。